

自動車税減免等の申請には マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です

社会保障・税番号<マイナンバー>制度の開始に伴い、減免申請書にマイナンバー記載欄が追加されました。マイナンバーを記載し申請する際の注意点は以下のとおりです。

マイナンバー(個人番号・法人番号)とは？

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市町村から通知されます。
法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に1法人1つ指定され、国税庁から通知されま
す。法人番号は原則として公表されています。

マイナンバーの記載が必要な自動車税の申請

自動車税の減免申請	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に障害のある方に対する自動車税の減免 ・構造上障害者の利用に供する自動車の自動車税の減免 ・社会福祉法人に対する自動車税の減免 ・商品中古自動車の自動車税の減免 等
自動車税の課税免除申請	<ul style="list-style-type: none"> ・消防専用自動車及び救急専用自動車の課税免除 ・学校においてもっぱらかつ直接教育又は保育の用に供する自動車の課税免除 等

※自動車の取得(購入)時に係る自動車取得税・自動車税の申請の場合はマイナンバーの記載は不要です。

マイナンバーの確認のために必要な書類

※マイナンバーの記載が必要となるのは納税義務者です。障害者・運転者等についてはマイナンバーを記載する必要はありません。

○本人(納税義務者)が申請する場合

- ・番号確認書類(通知カード又は個人番号付きの住民票等)
- ・身元確認書類(顔写真つき身分証明書)
- *個人番号カードがある場合は番号確認・身元確認が1枚で可能

○代理人が申請する場合

- ・委任状(様式は県ホームページ及び県税事務所の窓口から取得できます。)
- ・代理人の身元確認書類(顔写真つき身分証明書)・納税義務者の番号確認書類(個人番号カード又は通知カード(コピー可)、個人番号付きの住民票等)

お問い合わせ先	電話	住所	管轄区域
水戸県税事務所	029-221-6605	〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1(水戸合同庁舎 1階)	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	〒313-8666 常陸太田市山下町 4119(常陸太田合同庁舎 1階)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
行方県税事務所	0299-72-0482	〒311-3893 行方市麻生 1700-6(行方合同庁舎 1階)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
土浦県税事務所	029-822-7205	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26(土浦合同庁舎分庁舎 1階)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
筑西県税事務所	0296-24-9190	〒308-8511 筑西市二木成 615(筑西合同庁舎 1階)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町